

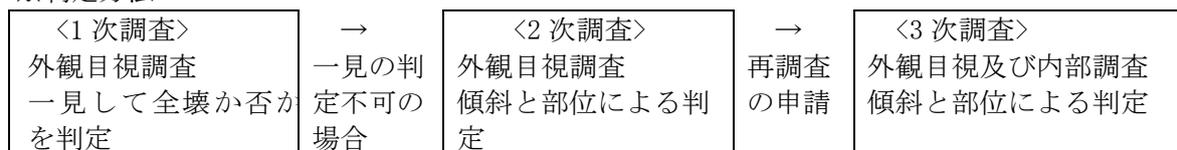
13.1 住家被害認定（奥州市）

地震直後から、被災した家屋について被害認定調査を行った。被害認定については、財産的価値の被害を証明するものである。

① 実施時期

平成20年6月14日～19日	1次調査
7月2日～8月7日	2次調査（一斉調査）
8月8日以降	2次・3次調査（申出による）

※判定方法



② 対象地域

奥州市全域（水沢区、江刺区、前沢区、胆沢区、衣川区）

③ 判定基準

内閣府が定める被害認定基準を採用

④ 認定結果

表 13.1.1 認定結果

（平成20年12月15日現在）

区名	被害状況（棟）			
	全壊	半壊（半焼）	一部損壊	計
水沢区			28	28
江刺区			10	10
前沢区			11	11
胆沢区		2	229	231
衣川区	1		175	176
計	1	2	453	456

13.2 り災証明書の発行

(1) 栗原市

栗原市におけるり災証明書及び被災証明書の発行件数は表 13.2.1 のとおりである。

表 13.2.1 栗原市におけるり災証明書等の発行件数

	り災証明書	被災証明書	合計
築館総合支所	176	121	297
若柳総合支所	38	4	42
栗駒総合支所	900	426	1326
高清水総合支所	16	12	28
一迫総合支所	201	136	337
瀬峰総合支所	4	7	11
鶯沢総合支所	141	146	287
金成総合支所	65	10	75
志波総合支所	42	16	58
花山総合支所	286	77	363
栗原市（合計）	1,869	955	2,824

※ 平成20年6月～平成21年11月までの総数

(2) 奥州市

り災証明書（家屋）・被災証明書（動産等）は、各種の住民負担（税金、授業料など）の減免、補助金、貸付金の交付、見舞金の支給、損害保険の算定など、官民にわたる様々な手続きにおいて被害を証明するものとして幅広く活用されるものであるため円滑な交付に努めた。

り災証明書及び被災証明書の発行状況は表 13.2.2 のとおり。

表 13.2.2 り災証明書・被災証明書の発行状況（平成20年12月15日現在）

区名	発行件数		
	り災証明書	被災証明書	計
水沢区	62	6	68
江刺区	12	2	14
前沢区	24	4	28
胆沢区	166	9	175
衣川区	151	5	156
計	415	26	441

- 「り災証明書」は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に従って調査した資産税課の家屋調査確認台帳の記載に基づいて発行した。
- 事務的には、「り災証明書」発行に係る「家屋調査確認台帳」については、資産税課で被害調査済みの家屋を評価（判定）したものを、随時、資産税課のファイルサーバーに掲載し、窓口（生活環境課員又は市民環境課員）で閲覧確認した。
- 円滑な発行を実施するために、調査を実施した家屋については、「調査済証」を調査した家屋に置き、申請者（被災者）は、その「調査済証」を持参して、窓口（各区総合支所生活環境

## 第13節 被災者・被災事業者の再建支援

課または市民環境課)へ申請するよう周知した。

■調査は、応急危険度判定によって危険と判定された家屋(赤紙)を先に評価し、次に要注意と判定された建物(黄色紙)、平行して、申請された家屋について行った。

## (3) 一関市

一関市におけるり災証明書の発行件数は以下のとおりである。

表 13.2.3 一関市におけるり災証明書の発行件数

(平成21年9月1日現在)

月 別	件 数
平成20年 6月	23
7月	72
8月	41
9月	20
10月	11
11月	7
12月	6
平成21年 1月	4
2月	3
3月	3
4月	0
5月	2
6月	4
7月	0
8月	1
合 計	197

第1.3節 被災者・被災事業者の再建支援

1.3.3 応急仮設住宅の建設と入居状況

(1) 栗原市

1) 応急仮設住宅

栗原市における応急仮設住宅の状況は表 13.3.1 のとおりである。

表 13.3.1 応急仮設住宅の状況

地区	住所	入居状況									計			規模・仕様等
		一次引渡式 【平成20年7月11日】			二次引渡式 【平成20年7月17日】			三次引渡式 【平成20年7月29日】						
		建設戸数	世帯数	世帯員数	建設戸数	世帯数	世帯員数	建設戸数	世帯数	世帯員数	建設戸数	世帯数	世帯員数	
栗駒地区	(1) 〒989-5301 栗駒岩ヶ崎上小路 150-7	6戸	5世帯	15人	10戸	9世帯	20人	3戸	2世帯	5人	19戸	16世帯	40人	6坪タイプ 5戸 9坪タイプ 10戸(うち高齢者対応 9戸) 12坪タイプ 2戸( 〃 1戸) 18坪タイプ 1戸 談話室 1戸(6坪タイプ)
	(2) 〒989-5323 栗駒菱沼十文字 12	-	-	-	1戸	1世帯	2人	-	-	-	1戸	1世帯	2人	9坪タイプ 1戸(うち高齢者対応 1戸)
	小計	6戸	5世帯	15人	11戸	10世帯	22人	3戸	2世帯	5人	20戸	17世帯	42人	6坪タイプ 5戸 9坪タイプ 11戸(うち高齢者対応 10戸) 12坪タイプ 2戸( 〃 1戸) 18坪タイプ 1戸 談話室 1戸(6坪タイプ)
花山地区	(1) 〒987-2511 花山字本沢百目木 17	4戸	4世帯	8人	13戸	13世帯	26人	-	-	-	17戸	17世帯	34人	6坪タイプ 5戸(うち高齢者対応 3戸) 9坪タイプ 11戸( 〃 6戸) 18坪タイプ 1戸
	(2) 〒987-2511 花山字本沢百目木 地内	-	-	-	10戸	10世帯	44人	4戸	3世帯	11人	14戸	13世帯	55人	9坪タイプ 3戸(うち高齢者対応 2戸) 12坪タイプ 6戸( 〃 6戸) 15坪タイプ 2戸( 〃 2戸) 18坪タイプ 2戸( 〃 2戸) 談話室 1戸(9坪タイプ)
	(3) 〒987-2511 花山字本沢天神 45-6	-	-	-	-	-	-	12戸	12世帯	23人	12戸	12世帯	23人	6坪タイプ 4戸(うち高齢者対応 4戸) 9坪タイプ 7戸( 〃 7戸) 12坪タイプ 1戸( 〃 1戸)
	小計	4戸	4世帯	8人	23戸	23世帯	70人	16戸	15世帯	34人	43戸	42世帯	112人	6坪タイプ 9戸(うち高齢者対応 7戸) 9坪タイプ 21戸( 〃 15戸) 12坪タイプ 7戸( 〃 7戸) 15坪タイプ 2戸( 〃 2戸) 18坪タイプ 3戸( 〃 2戸) 談話室 1戸(9坪タイプ)
一迫地区	(1) 〒987-2300 一迫字中島240	-	-	-	1戸	1世帯	7人	-	-	-	1戸	1世帯	7人	18坪タイプ 1戸(うち高齢者対応 1戸)
	(2) 〒987-2308 一迫真坂字清水 小栗ノ目47-8	-	-	-	1戸	1世帯	2人	-	-	-	1戸	1世帯	2人	9坪タイプ 1戸(うち高齢者対応 1戸)
	小計	-	-	-	2戸	2世帯	9人	-	-	-	2戸	2世帯	9人	9坪タイプ 1戸(うち高齢者対応 1戸) 18坪タイプ 1戸( 〃 1戸)
合計	10戸	9世帯	23人	36戸	35世帯	101人	19戸	17世帯	39人	65戸	61世帯	163人	6坪タイプ 14戸(うち高齢者対応 7戸) 9坪タイプ 33戸( 〃 26戸) 12坪タイプ 9戸( 〃 8戸) 15坪タイプ 2戸( 〃 2戸) 18坪タイプ 5戸( 〃 3戸) 談話室 2戸(6坪・9坪タイプ各1戸)	

2) 民間賃貸住宅等

民間による賃貸住宅を利用した状況は表 13.3.2 のとおりである。

表 13.3.2 民間賃貸住宅等の状況

地区	世帯数	世帯員数	入居状況	入居先
栗駒地区	7世帯	22人	全世帯入居完了	築館・・・1世帯 若柳・・・1世帯 栗駒・・・4世帯 金成・・・1世帯
花山地区	15世帯	38人	〃	築館・・・9世帯 栗駒・・・1世帯 一迫・・・1世帯 花山・・・4世帯
職員宿舎	2世帯	10人	〃	鶯沢工業高校職員宿舎・・・2世帯
合計	24世帯	70人	全世帯入居完了	築館・・・10世帯 若柳・・・1世帯 栗駒・・・5世帯 一迫・・・1世帯 金成・・・1世帯 花山・・・4世帯 鶯沢工業高校職員宿舎・・・2世帯

## 第1.3節 被災者・被災事業者の再建支援

## (2) 奥州市

長期避難者となった住民に対し、当座の生活拠点として応急仮設住宅が胆沢区愛宕に4戸、衣川区石生に4戸の計8戸が建設された。建設は岩手県により行われ、7月11日に着工、7月31日に完成し翌日の8月1日に市に引き渡された。

12月15日現在、表13.3.3のとおり胆沢区の4戸に9人、衣川区の4戸に17人が生活している。

表13.3.3 応急仮設住宅の建設と入居状況（平成20年12月15日現在）

設置場所	建設戸数	仕様等	着工日	完成日	入居世帯	入居人数	入居開始日
胆沢区 愛宕	4	・軽量鉄骨平屋建 ・4DK 1戸 ・2DK 1戸 ・1DK 2戸	7月11日	7月31日	4世帯	9人	8月1日
衣川区 石生	4	・軽量鉄骨平屋建 ・4DK 2戸 ・2DK 1戸 ・1DK 1戸	7月11日	7月31日	4世帯	17人	8月1日

## (3) 一関市

一関市では、応急仮設住宅の建設はなかった。

## 第13節 被災者・被災事業者の再建支援

## 13.4 被災者生活再建支援法の適用（栗原市）

岩手・宮城内陸地震において宮城県災害復旧対策本部は7月7日、被災者の住宅再建に公費を補助する「被災者生活再建支援法」が栗原市に適用した。

栗原市の住宅被害は7月5日現在、全壊21世帯、半壊16世帯、一部損壊259世帯となっており、同法の基準である「10世帯以上全壊した市町村」との適用基準を満たした。

支援金は住宅が全壊したり、宅地の被害で解体、長期避難をした世帯に100万円、大規模半壊の世帯に50万円となっている。住宅再建する場合、建設・購入で200万円、補修は100万円、ほかを賃借する場合は50万円が支給される。

表13.4.1 岩手・宮城内陸地震における被災者生活再建支援法の適用

該当市町村	支援法適用日	支援法適用基準	住宅被害（世帯）	
			全壊	半壊
宮城県 栗原市	6月14日	施行令第1条第2号	21	16

<参考>

## 1. 支援金支給の仕組み（法第18条）

被災者生活再建支援金は、相互扶助の観点より各都道府県からの拠出により造成された「被災者生活再建支援基金」を活用して支給するが、その1/2について国が補助することとされている。

## 2. 対象となる自然災害（施行令第1条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第2号（10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害）に該当することによる。

表13.4.2 被災者生活再建支援法による支給額（世帯の構成が2人以上の場合）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計（万円）
全壊世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100

（単位：万円）

表13.4.3 被災者生活再建支援法による支給額（世帯の構成が1人の場合）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75

（単位：万円）

（出典）内閣府記者発表資料（平成20年7月7日）、栗原市提供資料

## 13.5 被災者支援情報（宮城県）

## 1) 宮城県 HP

災害に関する情報は、ホームページのトップに「－災害－ 発生情報／ブログ」のコーナーを設け、注目情報としての項目「平成20年岩手・宮城内陸地震情報関連」を表示している。

この関連情報にアクセスすると「メニュー」12項目の中から、「生活支援」と「相談窓口」を選択することにより、被災支援情報を入手できる。

「生活支援」の中には、被災者支援制度一覧、中小企業者に対する金融支援など8件、「相談窓口」には、県民や中小企業者向け、農林水産分野における相談窓口など5件の情報を提供している。

## 2) 宮城県防災・危機管理ブログ

宮城県では「宮城県防災・危機管理ブログ」を楽天株式会社の協力により平成19年3月23日に開設運営している。

主な掲載記事は以下のとおりである。

- 地震、風水害等の災害情報（岩手・宮城内陸地震、岩手県北部沿岸地震等）
- 危機管理事案関連の情報（鳥インフルエンザ、北朝鮮飛翔体等）
- 防災や危機管理に関する県からのお知らせ
- 防災訓練や各種セミナー等のイベント情報
- 防災、危機管理に関するミニ知識等

平成21年3月末（開設時から769日経過）までの利用者数は約181,000人（1日平均約235人）で、記事の更新件数は468件だった。

また、本ブログは県HPと相互にリンク・連携しており効果的な広報が可能であり、県庁が大規模災害により被災した場合、サーバーが県外にあり代替インフラとして利用を予定している。

岩手・宮城内陸地震が発生した翌日6月15日から6月末までに、被災者支援情報として「総合窓口」の設置、大規模災害時の「相談窓口一覧」、「応急仮設住宅建設スケジュール」、「こころのサポートダイヤルの開設」のお知らせなど19件の関連情報を掲載・提供した。

第13節 被災者・被災事業者の再建支援

13.6 災害時ストレス健康相談窓口（岩手県）

(1) 災害時のこころのケアの取り組み

○6月14日(土) 岩手・宮城内陸地震発生

○6月15日(日) 精神保健福祉センター職員を避難所（一関市本寺小学校）へ派遣し、現状を調査。16日～被災者への面接やこころのケアプランの作成等を実施

岩手県では、平成18年6月に「岩手県災害時こころのケア活動実施要綱」を制定し、大規模災害時に被災者等への支援を行うこととしている。

6月14日夜に避難所の設置が確認されたので、6月15日に関係者が集合して今後の対応を協議し、精神保健福祉センター職員が現地を訪問したものである。

○6月16日(月) 精神保健福祉センターに「災害時ストレス健康相談窓口」を設置

電話 019-651-1421 FAX 019-629-9603

相談時間 午前9時～午後5時

相談件数：23件 (8/1時点)

○6月18日(水) 一関保健所を会場に、地元自治体、県関係機関、医療機関で構成される「こころのケア対応検討会議」を開催し、こころのケア支援に係る活動方針の検討及び役割分担の確認を行った。

【構成機関】一関市、奥州市、一関保健所、奥州保健所、県障害保健福祉課、県精神保健福祉センター、県立南光病院、岩手医大、一関児童相談所

○6月18日(水)～ 県内外のこころのケア支援チームが活動

- ・チーム構成：精神科医、保健師、看護師、PSW（精神医学ソーシャルワーカー）ほか
- ・対象者：一関市、奥州市被災地域の住民、小学校・保育園児童
- ・活動内容：家庭訪問等による健康実態の把握、面談、チラシ等の配付ほか

【こころのケア支援チーム活動状況】

【県外】

① 静岡県立子ども病院	6月18日～20日	奥州市
② 札幌市立病院	6月23日～25日	奥州市
③ 東京都立中部総合精神保健福祉センター	6月23日～27日	一関市
④ 東京都立梅ヶ丘病院	6月26日～30日	奥州市、一関市
⑤ 茨城県精神保健福祉センター	6月30日～7月2日	奥州市
⑥ 神奈川県立こども医療センター	7月1日～4日	奥州市・一関市
⑦ 大阪府立精神医療センター	7月7日～9日	奥州市・一関市
⑧ 札幌市立病院	7月9日～11日	奥州市・一関市
⑨ 三重県立小児心療センター	7月15日～17日	奥州市・一関市

【県内】

① 岩手医大	6月18日～20日	一関市
② 日赤岩手県支部	6月23日～27日	奥州市

[チーム派遣機関]

・県外9か所

・県内5ヶ所

## 第13節 被災者・被災事業者の再建支援

○6月18日(水)～7月4日(金) 一関市及び奥州市からの要請に基づき、一関、奥州以外の県保健所保健師を派遣し、地元と連携し家庭訪問等を実施

## 〔派遣人数〕

- ・一関市派遣 1日2名 6月18日～29日 延24名
- ・奥州市派遣 1日1名 6月25日～30日 延6名(第1期)
- ・奥州市派遣 1日3名 6月30日～7月4日延15名(第2期)

○6月23日(月) 県障害保健福祉課において、メーリングリストを作成し、こころのケア支援活動に関わる関係機関担当者の情報の共有化を図った。

○6月28日(土)～7月4日(金) 一関・奥州市の被災地域の全住民を対象にこころのケアを含めた健康被害等の実態調査を実施した。

表 13.6.1 調査概況

調査地域		一関市	奥州市
調査期間		6月28日～29日	6月30日～7月4日
世帯数		401世帯	921世帯
人数		1,368人	1,934人
実施結果	異常なし	1,347人	1,765人
	要フォロー	21人	169人
摘要			※世帯数、人数とも重複あり(実数値は、現在精査中)
チーム数		10チーム×2日	3～4チーム×5日
チーム構成		県保健師、市・支所保健師、福祉職員他	県保健師、県立大学、看護協会他

## ※ 調査世帯

直接の被災者、要援護者(障害者、高齢者等)だけでなく、交通が遮断されて生活に不便を余儀なくされている地域内全ての世帯住民を対象(対象世帯は各市で特定)

## (2) 地域災害こころのケア対策会議

一関保健所、奥州保健所に、保健所長を長とする「地域被災者こころのケア対策会議」を設置し、実態調査で、引き続きこころのケアが必要とされる方への支援を行うこととした。

※一関保健所：8月5日設置、奥州保健所：8月6日設置

## 〔会議構成員〕

保健所、市町、医師会、医療機関、精神保健福祉センター、児童相談所等

これらの活動により、災害後に精神保健的フォローが必要な方に対するケアを実施し、その不安を取り除くなどの効果をあげることができた。

## 13. 7 災害時スクールカウンセラー派遣（災害時の心のケア）

## (1) 宮城県

## 1) カウンセラーによる相談

県教育委員会から各市町村教育委員会に対し、地震による被災地区の児童生徒の心身状態の把握、生徒等からの相談対応やスクールカウンセラーの活用等について6月15日に通知し、宮城県臨床心理士会の協力を受け、スクールカウンセラー（児童生徒への臨床心理士）による専門的カウンセリングを行った。

その実績については、7月16日までに、3市（栗原市、石巻市、多賀城市）で55人の相談があった。

- 通常配置のスクールカウンセラーは小学校が17人、中学校が28人であった。
- 緊急支援のカウンセラー（臨床心理士）は小学校が8人、高校が2人であった。

## 2) 教職員の研修

緊急支援でカウンセラー（臨床心理士）を配置した学校においては、教職員を対象にした被災した児童の心のケアについて研修会を開催し、その実績は、3箇所の小学校に対して教員合計23人であった。

## 3) 教職員向けの講話

震災後における心のケアとして、児童や保護者への支援、教職員にセルフケア等について講話を行った。

## (2) 岩手県

- 1) 災害時の児童生徒の心のケアについて（通知） 平成20年6月16日 学校教育室長  
心に傷を受けた児童生徒の心のケアについて、関連資料の活用を依頼  
《添付資料》

- ① 「子どもの心のケアのために」 【文部科学省】
- ② 「非常災害時における子どもの心のケアのために<改訂版>」 【文部科学省】
- ③ 「岩手県災害時こころのケアマニュアル」 【岩手県精神保健福祉センター】
- ④ 「強いショックを受けた後のこころとからだの変化について」 【岩手県精神保健福祉センター】

## 2) 心のケアが必要な児童生徒の調査と対応（被災時から7月7日まで）

- ① 学校の被害状況調査内容に、「地震被害により、心のケアが必要な児童・生徒数」の項目をつくり、ケアの必要な生徒の実態把握をした。
- ② スクールカウンセラーの緊急派遣の要請に対して、岩手県ではスクールカウンセラーの人数が少ない上、広範囲に勤務しており派遣が難しかったため、県精神保健福祉センターが派遣している「こころのケアチーム」に依頼して対応した。

第13節 被災者・被災事業者の再建支援

3) こころのケアチーム派遣までの流れ (矢印は情報連絡の流れ)

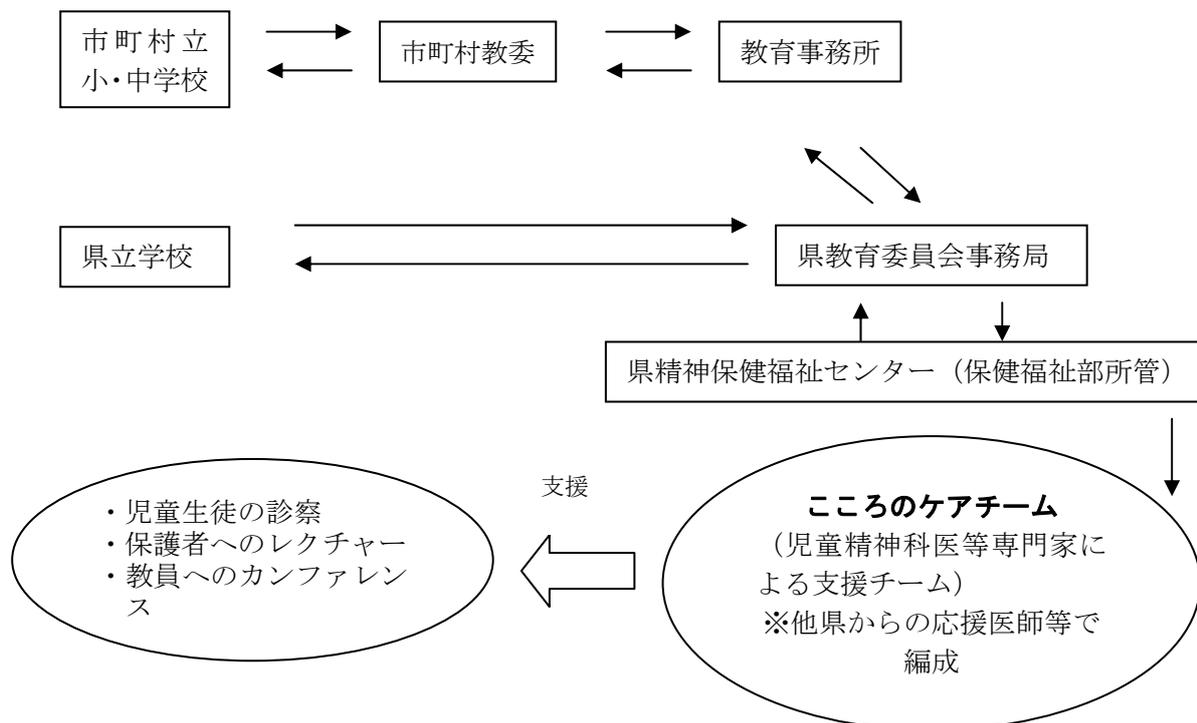


図 13.7.1 こころのケアチーム派遣までの流れ

4) 心のケアが必要な児童生徒への支援

- ① 養護教諭、担任を中心とした教職員によるケア
- ② こころのケアチームに要請して、支援を受けた児童  
→ 4つの小学校、24名 (6月18、19、23、24日)
- ③ 継続ケアが必要な児童への支援 (こころのケアチームによる支援)  
→ 2つの小学校で、15名 (6月26日、7月11、15日)
- ④ スクールカウンセラーによるカウンセリング  
→ 2つの高校、4名

## 13.8 風評被害対策

## (1) 宮城県

## 1) 観光風評被害の状況

観光宿泊予約者のキャンセルは、地震発生当日の6月14日（土）に約17.8%、6月29日（日）に約3.0%、7月から9月分の予約の状況は、対前年比で、7月は85%、8月は87%、9月は88%であった。

## 2) 風評被害の対策

- 主要観光地及び宿泊施設に関する正確な情報提供  
地震関係の情報、県内主要宿泊施設の営業情報を収集し、主要旅行会社、航空会社、JRに提供し、主要観光地や宿泊施設に関する情報を「県ホームページ」に掲載した。  
また、「旅フェア 2008 横浜」の開催時に県から正確な地震関係情報を提供した。
- 「岩手・宮城内陸地震観光関係者会議」（主催は東北運輸局・東北観光推進機構）を設置して、東北6県の観光関連業者により、観光風評被害対策を検討した。
- 首都圏誘客キャラバン等の実施  
岩手県や東北観光推進機構などと連携して、首都圏誘客キャラバンや宮城県単独で夏期における宿泊客の増加を促す緊急の誘客キャンペーンを行った。
- 東北観光推進機構と東北6県旅館女将代表12名が国土交通大臣を、岩手県と合同で両県の旅館おかみ会代表が首相を訪問して、観光PRを行った。



## 第13節 被災者・被災事業者の再建支援

## 【花巻市の動き】

- 首都圏での「花巻は元気です。花巻・平泉ゴールドライナー」チラシ配布（7/7～10 有楽町マリオン、7/16～17 いわて銀河プラザ）
- 首都圏ケーブルテレビ番組によりメッセージ発信「花巻は被害ありません」（7/6～12）

## 【一関市の動き】

- 「元気な一関」をPRする物産・観光展の実施（7/22～26 いわて銀河プラザ）

## 【JRの動き】

- 風評被害対策を目的とした旅行商品（7/15～9/30）の造成  
※JTB、近畿日本ツーリスト等もJRからの依頼に応じて旅行商品を造成
- 電車中吊り（首都圏のJR線のほぼ全線）（7/19～21、8/31～9/3）
- JR山手線車内宣伝（動画CM、8/11～31）

## 【奥州市の動き】

- 元気な奥州市をアピールする首都圏キャラバン（JR駅、百貨店等）【8/20】

## 【義援金：風評被害対策交付金】

- 災害救助法適用5市町の観光協会が風評被害対策を実施  
各市町の観光協会が実施する「地域別事業」と同観光協会が中心となって構成する団体（元気です！南いわての会）による広域事業を実施

## 【農林水産部の動き】

- 一般消費者へのPR（仙台七夕まつり（8/6）、ふるさと回帰フェア（東京9/20、大阪10/4））
- 旅行会社へのPR（ふるさと子ども夢学校フェア（東京8/25）、岩手県観光協会主催の教育旅行誘致説明会）
- いわて交流サポーターズクラブの会報（2回）やメールマガジン及び道の駅情報誌への記事掲載（2回）

## 2) 今後の対応

「中越地震」（平成16年10月）及び「中越沖地震」（平成19年7月）では、観光の風評被害が沈静化するまでに2～3年を要したと言われており、本県では短期間に2度の大地震であったことを踏まえ、その払拭には継続的な対策を講じる必要がある。

これに加えて、世界的な経済不況等を契機とした旅行需要が低迷する中、本県では、平成23年に世界遺産登録を目指す平泉文化遺産をはじめとした豊富な観光資源を十二分に活用した全県的な観光客の波及の実現と、滞在型観光による経済活性化を推進する一環として、引き続き大型観光キャンペーンを実施するなど、一年を通じて本県観光の魅力を継続的にPRするとともに、ハード・ソフト両面での受入態勢の整備を促進するなど、国内はもとより国際競争力に打ち克つための誘客拡大に向けた取組みが一層重要となっている。

13.9 義援物資の受け入れ

(1) 宮城県

1) 個人からの救援物資は受け付けない

宮城県は、県のホームページで、個人からの救援物資を受け付けないことについて、情報を提供し、救援物資の受け入れを制限して、必要な物資の情報を公開して、県からの救援物資は栗原市の総合支所で受け入れ避難所等に配送した。

個人からの救援物資は、歩行補助用杖 24 本、怪獣人形 151 個、絵葉書、激励手紙の 4 件であった。

「平成 20 年岩手・宮城内陸地震」の被害及び県の対応について  
 ・個人からの救援物資について、現在必要とする救援物資については、自治体・企業・団体などからの提供により対応できる状況にありますので、何卒御理解いただきますとともに、今後とも宮城県のために御支援を宜しくお願い申し上げます。

県の災害用物資の備蓄は、災害対応職員用の非常用食料のみで、被災者支援用は流通備蓄方式により、災害時対応する計画になっており、各市町村は、独自の計画により主に食料品や飲料水を備蓄している

2) 被災市「栗原市」への救援物資の供給

被災者への救援物資は、栗原市からの要請に基づき、災害時応援協定を締結している企業や団体の協力を得て、主に食料品を供給した。

表 13.9.1 栗原市からの救援物資要請への対応

物資区分	供給物資(有償提供)	期間・提供元
応急生活物資	食料品： 弁当、おにぎり、パン、カップ麺、飲料水	6月14日～6月27日 協定締結業者等
	食料品以外： 畳 250 枚(中古品) ペットフード等	6月19日 県畳業商工組合 6月17日
日赤備蓄品	毛布、安眠セット、緊急セット 各 1,000 セット	6月14日 日赤宮城県支部

飲料水については、災害時における飲料等の提供に関する協定書を締結している事業者等災害時物資支援制度への登録事業者及び発災後の無償提供申し出者と合わせて8者から水2Lのペットボトル17,500本、500mlのペットボトル27,840本、お茶等500mlのペットボトル7,200本を提供する用意が調っていたが、被災市町村からの飲料水供給要請は、2Lのペットボトルで2,100本にとどまった。これは、栗原市にも直接飲料水の無償提供の申し出があり、その提供を受けていたことから県へ要請するに至らなかったものである。

食品についても、災害時物資支援制度への登録事業者及び発災後の無償提供申し出者と合わせて9者からバナナ、煮魚・焼き魚、クラッカー・シチュー、ふかひれがゆ、お見舞い品セット(乾パン・ソフトパン・ソーセージ缶・乾燥野菜・パインミカン缶・インスタントみそ汁、ビスケット・飲料水)、カップ麺、ポップライスクラッカー・発芽玄米おかゆ・発芽玄米茶、スープカレー、牛肉の無償提供の申し出があった。

これら申し出のあった食品の内容及び数量を整理した上で、栗原市に対しこのリストを提示し、提供を受けたい食品があれば、県に要請するよう調整した。栗原市では栄養士が避難者の健康状態を見ながら、避難所での給食メニューを考え、このうちの3品(煮魚・焼き魚、バナナ、ふかひれがゆ)について提供を受けたいとの申し出があったため、提供申し出者に対して

## 第13節 被災者・被災事業者の再建支援

直接栗原市へ提供していただくよう依頼した。この際、一部の食品提供者には、運送手段を持っていなかった者もいたことから、これらについては、県で運送を担当した。

食料については、県では、被災地から食料等の供給要請があることを想定し、地震発生当日午後2時までに、「災害時における物資の調達等に関する協定」を締結しているコンビニエンスストア3社に対して要請があった場合の対応を依頼し、併せて各社の担当者名及び連絡先を確認した。

その後、栗原市から避難所へ避難した被災者に提供する被災日翌日の3食分の食料供給について要請があり、被災日の午後5時にコンビニエンスストアに依頼したことを皮切りに、6月27日までの13日分の食料について、栗原市から供給要請があった都度、数量、配送時間、配送先(場所・受取人)を確認の上、各コンビニエンスストアと調整を図りながら供給を依頼した。コンビニエンスストアから、食料が提供された。

また、6月16日に宮城県生活協同組合連合会(県生協連)との間で確保できる物資の品目数量、対応可能時間及び輸送方法などを打ち合わせ、県生協連に対し、「災害時における応急生活物資の供給等の協力に関する協定」に基づき栗原市に届けるよう要請した。

なお、県生協連との協定は、大規模災害時に県と県生協連が連携して被災地への応急生活物資(食料・飲料水・生活必需品)の供給及びその他の救援・支援活動を円滑に行えるよう平成9年4月に締結された。今回は、平成15年7月に発生した宮城県北部連続地震に続き、2度目の活動であり、物資の確保と搬送の調整は県生協連が行い6月17日から27日にかけて栗原市役所に昼食、夕食の弁当(1,440個)を配送した。

表 13.9.2 コンビニエンスストアからの提供総数

内 容	量 (個数)
おにぎり	1, 211 個
カップ麺	40 個
パン	80 個

## &lt;参考&gt;

## ・「宮城県災害時応援協定」

宮城県は、災害時応援協定を地方行政機関、自治体、防災機関、企業・民間団体等多種多様な「63 個機関等協定」を締結して、食料等被災者支援物資や防災機関の活動用資機材の調達に有効に活用している。

## ・「宮城県災害支援目録」

宮城県は、「災害支援目録」制度により、各自治体や防災関係機関が行う応急活動に必要な物資や防災資機材等の緊急調達を円滑に行うため、あらかじめ県内外の企業や団体から支援項目やその調達先等の各種情報を企業等から募集して、「災害支援目録」を作成して、県のホームページに掲載している。

## 3) 自衛隊等への捜索救助活動物資等の提供

バックホー等重機類の借用、手袋類、仮設トイレ、タオル類、地図等を自衛隊の要請に基づき提供した。

## (2) 岩手県

- 1) 義援物資については、被災市からの要請がなかったことから、被災直後に県のホームページで募集しないことを周知した。
- 2) 電話等での問い合わせに対しても、受け付けないことを伝えた。
- 3) 連絡なく送付されてきたものも数件あったが、それについては被災市に送付した。